

第九管区海上保安本部 公示第27号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年6月28日

第九管区海上保安本部長

白石 昌己



富山市水橋町地先の水路測量

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 富山県富山市

住 所 富山県富山市新桜町7番38号

- 2 水路測量を実施する区域及び期間

区 域 富山市水橋町地先（付図に示すとおり）

期 間 令和3年6月29日から令和3年7月16日のうち1日間

- 3 水路測量の実施方法

G N S Sにより測位し、音響測深機による測深を行う

- 4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。



